

被扶養者の異動手続きをお忘れなく!

高等学校・大学・専門学校等を卒業され就職した場合等、健康保険等の被保険者となったときは、被扶養者の認定取消の手続きが必要となります。また、収入が認定限度額を恒常的に超える場合も、認定取消の手続きが必要となります。その他、年金等の収入額の変更など下記に該当した場合は、認定取消となりますのでお早めに手続きをお願いします。

こんなとき、手続きが必要です

健康保険等の被保険者となった場合



※給与収入・事業所得等が認定限度額(年額130万円未満)を超える場合



60歳以上の年金受給者または障害年金受給者で年額180万円以上収入がある場合



雇用保険を受給することとなった場合



※給与収入とは、給料・ボーナス・諸手当等を含み、所得税等の控除をする前の総支給額をいいます。
※事業所得とは、収入金額から共済組合が認める経費を差し引いた額をいいます。

確定申告書等の写しは保管してください

農業や小売業等の事業をされているご家族の場合、その認定や取消の手続きをする際には、その事実を具体的に確認させていただくために、確定申告書・収支内訳書等の写しが必要となりますので、確定申告後も大切に保管してください。

取消日以降に医療機関等で受診していた場合、窓口で支払った額以外の共済組合が負担した医療費は、返還していただくこととなりますのでご注意ください。

該当した方は、勤務先の共済担当課を通じて手続きをお願いします。

ご不明な点がございましたら、勤務先の共済担当課または共済組合保健課までお問い合わせください。

医療費通知を活用した医療費控除申告の簡素化への対応

平成29年度税制改正において、平成29年分の確定申告から医療費等の領収書の添付等にかわり、「**医療費控除の明細書**」を添付する方式に改められ、これに伴い、保険者が発行する「医療費通知」を所得税等に係る医療費控除の申告に活用できることになりました。

しかしながら、現在、当共済組合が発行している「医療費通知書^{*}」につきましては、上記「医療費通知」として使用できる記載事項(医療機関名の表示)を満たしておらず、**平成29年分の確定申告(医療費控除)には使用できません。**

現在、この改正への対応について準備を進めていますが、システムの改修や医療費通知書の様式変更が必要となり、平成29年分の確定申告には対応が難しい状況です。組合員の皆様には大変ご不便をおかけしますが、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。



※医療費通知書について

組合員の皆様に医療機関等の受診状況をお知らせすることで、医療費についての認識を深め、今後の健康管理に役立てていただくため、年3回(7月・11月・3月頃)お送りしています。

この通知書は、医療機関等からの診療報酬明細書(レセプト)等をもとに世帯単位で作成するため、組合員と被扶養者が同じ通知書に記載されます。個人情報の保護に関する法律では、個人情報を第三者に提供する場合は、本人の同意を得ることとされています。被扶養者の方にもその旨をお伝えいただき、差し支えがある場合は共済組合保健課までお申し出ください。お申し出がない場合は、同意(黙示の同意)をいただいたものとしてお送りいたします。